

政策提言書

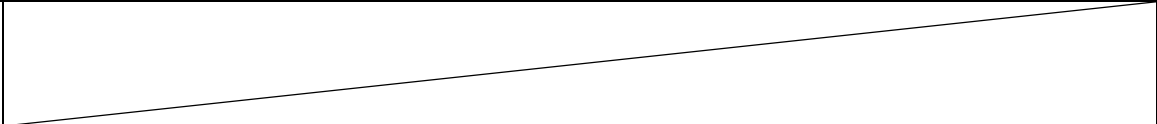
福祉文教委員会

政策提言（概要）

- ・ 子どもの権利に関する条例（仮称）の制定について
子どもの権利を守ることの重要性を認識するとともに、広く市民と共有することを目的とした「子どもの権利に関する条例（仮称）」を制定することを提言する。

項目	内容																																																																																				
背景	<p>子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に関する報告</p> <p>少子化を大きな要因として人口減少が進む中で、一人ひとりの子どもの育ちを支えることは、重要な課題となっている。多様化する社会の変容に加え、コロナ禍による自粛や活動の制限、経済活動の停滞は子どもの育ちにも大きな影響を及ぼしている。</p> <p>また、児童虐待やいじめ問題、貧困問題はコロナ禍においてさらに深刻化している。</p> <p>高山市における子どもを取り巻く状況（子どもにやさしいまちづくり計画等より）</p> <p>○児童相談所内容別件数の推移（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養護相談</td> <td>82</td> <td>68</td> <td>73</td> <td>103</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>障がい相談</td> <td>103</td> <td>60</td> <td>41</td> <td>219</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>育成相談</td> <td>235</td> <td>488</td> <td>426</td> <td>542</td> <td>523</td> </tr> <tr> <td>非行相談</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>保健相談</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>428</td> <td>630</td> <td>549</td> <td>891</td> <td>788</td> </tr> </tbody> </table> <p>○いじめ認知件数の推移（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>162</td> <td>483</td> <td>467</td> <td>426</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>34</td> <td>111</td> <td>184</td> <td>133</td> <td>151</td> </tr> </tbody> </table> <p>○不登校の推移（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>18</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>29</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>61</td> <td>64</td> <td>69</td> <td>73</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	養護相談	82	68	73	103	61	障がい相談	103	60	41	219	193	育成相談	235	488	426	542	523	非行相談	0	0	0	0	0	保健相談	8	11	8	17	5	その他	0	3	1	10	6	計	428	630	549	891	788		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	小学校	162	483	467	426	600	中学校	34	111	184	133	151		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	小学校	18	26	25	29	37	中学校	61	64	69	73	95
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度																																																																															
	養護相談	82	68	73	103	61																																																																															
	障がい相談	103	60	41	219	193																																																																															
	育成相談	235	488	426	542	523																																																																															
	非行相談	0	0	0	0	0																																																																															
	保健相談	8	11	8	17	5																																																																															
	その他	0	3	1	10	6																																																																															
	計	428	630	549	891	788																																																																															
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度																																																																															
小学校	162	483	467	426	600																																																																																
中学校	34	111	184	133	151																																																																																
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度																																																																																
小学校	18	26	25	29	37																																																																																
中学校	61	64	69	73	95																																																																																

	<p>○子どもの権利に関する条例の制定状況</p> <p>子どもの権利に関する総合条例の制定状況は、令和4年4月現在、61自治体が制定している。(子どもの権利条約総合研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な制定自治体 <p><input type="checkbox"/>中野区子どもの権利に関する条例（福祉文教委員会行政視察） 令和4年4月1日施行</p> <p><input type="checkbox"/>多治見市子どもの権利に関する条例 平成15年9月25日施行、令和2年3月一部改正</p> <p>○分野別市民意見交換会</p> <p><input type="checkbox"/>NPO 法人 飛驒高山わらべうたの会 令和4年11月11日 ファミリーサポートセンター事業を実施している中で、支援を必要とする家庭の状況と条例制定に関する意見を伺った。</p> <p><input type="checkbox"/>社会福祉法人 飛驒慈光会 令和5年1月18日 児童福祉事業、障がい児福祉事業を実施している飛驒慈光会から実施事業の現状と課題、条例制定に関する意見を伺った。</p>
<p>目的</p>	<p>高山市においても、児童虐待やいじめ問題、不登校が増加傾向にある中で、コロナ禍の影響によって貧困問題も課題となっており、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。子どもの人権が侵害されている事案の発生が懸念される中で、支援を必要とする家庭も増加傾向にあると考えられる。</p> <p>子どもの人権を重視するとともに、子どもの尊厳を社会全体で確立することが重要であり、高山市の財産である子どもたちの人権を守ることを主眼として考える「子どもの権利に関する条例(仮称)」を制定することによって、社会全体で子どもの健全育成に取り組むことを目的とする。</p>
<p>基本的方向</p>	<p>児童の権利に関する条約の理念に基づく「子どもの権利に関する条例(仮称)」を制定することにより、「いじめのない明るい都市づくり宣言」や、「子どもにやさしいまちづくり計画」など、子どもに関する施策を包括し、それぞれの取組を体系化することによって、さらに子育てに対する市の姿勢が明確化されるとともに充実すると考える。</p> <p>社会環境の変化に伴い子どもの人権を尊重する必要性は高まっていると考えられる中で、子どもの人権を尊重することの重要性を市民と共有し、人権を尊重するための取組を進めることを条例で位置づけることは、市民の意識の醸成や地域等における子どもの見守りに効果があると考えことから、条例制定に向けた取組を提言する。</p>

<p>基本的 方向</p>	<p>なお、条例の制定にあたっては、以下の点について留意されたい。</p> <p>○条例の制定にあたって留意されたいこと、規定されることを望む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の位置づけ <ul style="list-style-type: none"> <u>子どもの権利に関する条例（仮称）は高山市が取り組んでいる子どもに関する施策の中心として位置づけるものであること</u> <u>子どもが権利の主体であることを確認し、行政、社会、市民、みんなで子どもの権利を守ることを訴えるものであること</u> <u>子どもの心身や尊厳が守られ、愛情をもって育まれること</u> ・ 支援する人を支援する <ul style="list-style-type: none"> <u>事業に携わっている団体や職員の業務の重要性を社会が共有するとともに、支援する立場への団体や職員への支援の必要性が位置づけられること</u> ・ 子どもの成長を支えている人との連携 <ul style="list-style-type: none"> <u>様々な立場で子どもとのかかわりを持つ団体や関係者との情報の共有化と連携が必要とされていること</u> ・ 一人ひとりの子どもの最善を考える <ul style="list-style-type: none"> <u>画一的なサービス提供とならないよう、一人ひとりの子どもの最善を考え、誰一人取り残されることがなく権利が保障されること</u> ・ 子どもの視点で <ul style="list-style-type: none"> <u>大人や社会の都合から制度や人権を考えるのではなく、多様な子どもたちの課題に寄り添い、一人ひとりの子どもの視点で対応すること</u> ・ 高山市からの発信 <ul style="list-style-type: none"> <u>高山市の条例であっても、対象としての子どもは世の中の全ての子どもという理念・概念であること</u> ・ 分かりやすい条例 <ul style="list-style-type: none"> <u>権利の主体である子どもにとっても分かりやすい条例であること</u> <p>また、国は令和5年4月に子ども家庭庁を新設し、子どもに関する政策を進めることとしている。高山市においては子どもに関する施策は市長部局と教育委員会において行われているが、統一的に施策を進めることのできる組織体制の検討も必要であると考え。</p> <p><u>東京都中野区では子どもに関する施策について、市長部局に子ども教育部を設置し対応しているが、担当職員は教育委員会との兼務としている。</u></p>
<p>財政の見 通し等</p>	
<p>その他</p>	